

## 里帰り等により

# 「岩手県外の医療機関」で妊産婦及び乳児健康診査を受ける方へ

矢巾町の妊産婦及び乳児一般健康診査受診票は、岩手県外の医療機関等では助成を受けることができません。そのため、里帰り等で県外の医療機関等で妊産婦及び乳児健康診査を受診した場合には、後日、償還払い（申請による払い戻し）の手続きが必要となります。

### ■妊産婦及び乳児一般健康診査の受診時

- ①医療機関に、別紙説明資料と受診票をお渡してください。
- ②受診後は医療機関から検査結果記入済みの受診票を渡されます。申請に必要ですので、保管ください。
- ③健康診査にかかる費用は自己負担となります。

## ≪ 妊産婦健康診査について ≫

### 【対象者】

- ①矢巾町の妊産婦及び産婦一般健康診査受診票の交付を受けている方
- ②妊産婦及び産婦一般健康診査の受診日に矢巾町に住民登録のある方



### 【対象となる妊産婦及び産婦健康診査】 ※次の条件を全て満たすもの

- ①保険適用外で受診した妊産婦及び産婦健康診査
- ②里帰り等により県外の医療機関等で受診した妊産婦及び産婦健康診査

#### ※次の場合は対象外です。

- ・健康保険適用の診療
- ・妊娠判定のための診療
- ・海外で受診した妊産婦及び産婦健診
- ・妊産婦一般健康診査受診票の交付以前に受診した妊産婦健診、産婦健診、子宮頸がん検診

※町発行の妊産婦及び産婦健康診査受診票には各回で実施すべき健診項目が記載されています。受診した健診項目が記載内容と一致しない場合、助成対象とならないことがありますのでご注意ください。

### 【申請手続きについて】

#### ■申請期限：受診日から1年以内に申請してください。

※やむを得ない理由により、申請期限を超える場合は、担当課へご連絡ください。

※受診日時時点で矢巾町外に転出している場合は申請できません。転出先の市町村へお問い合わせください。

#### ■申請に必要な書類

- ①健康診査結果記入済みの妊産婦及び産婦一般健康診査受診票
- ②領収書及び診療明細書の原本（健診受診日、医療機関等名、妊産婦氏名、保険適用外の健診費用、領収印のあるもの）
- ③妊産婦及び乳児一般健康診査費助成金交付申請書 ※記入については添付の記入例を参照願います。
- ④母子健康手帳（妊産婦健診結果の記載があるもの）
- ⑤本人名義の金融機関名、口座番号、普通か当座の区別がわかるもの
- ⑥印鑑（認印可、シャチハタ不可）

※①～⑥の書類等が整っていれば代理申請も可能です。

### 【助成額の上限】（単位：円）助成額の上限は、健診を受診した年度により異なります。

受診区分		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
時期		8～11週	12～15週	16～19週	20～23週	24～25週	26～27週	28～29週	30～31週	32～33週	34～35週	36週	37週
助成額上限	R7年度	20,290	5,790	10,570	5,790	5,790	5,900	10,570	7,880	5,790	GBS有 12,470 GBS無 10,570	GBS有 7,900 GBS無 6,000	5,790
	R8年度	22,130	5,790	10,570	5,790	5,790	6,300	10,570	8,280	5,790	GBS有 12,470 GBS無 10,570	GBS有 8,300 GBS無 6,400	5,790
受診区分		第13回	第14回	子宮頸がん検診	多胎第1回	多胎第2回	多胎第3回	多胎第4回	多胎第5回	産婦第1回	産婦第2回目		
時期		38週	39週	妊娠初期	医師が必要と認める時期					産後2週間目	産後1か月		
助成額上限	R7年度	5,790	5,790	3,650	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	R8年度	5,790	5,790	3,650	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

### 【申請後の手続きについて】

審査後に「妊産婦及び乳児一般健康診査費助成決定通知書」と「請求書」を送付しますので、1週間以内に請求書に必要事項を記入し、担当課へ返送してください。請求内容を確認後、助成額が指定口座に振り込みとなります。

※助成額は上限額または医療機関に支払った額のいずれか少ないほうです。

## 《 乳児健康診査について 》

### 【対象者】

- ①矢巾町の乳児一般健康診査受診票の交付を受けている方
- ②乳児一般健康診査の受診日に矢巾町に住民登録のある方



### 【対象となる乳児健康診査】 ※次の条件を全て満たすもの

- ①保険適用外で受診した乳児健康診査
- ②里帰り等により県外の小児科専門医療機関で受診した乳児健康診査

※次の場合は対象外です。

- ・健康保険適用の診察
- ・海外で受診した乳児健診
- ・乳児一般健康診査受診票の交付以前に受診した乳児一般健康診査
- ・小児科専門医療機関以外で受診した乳児健診

### 【申請手続きについて】

■申請期限：受診日から1年以内に申請してください。

※やむを得ない理由により、申請期限を超える場合は、担当課へご連絡ください。

※受診日時時点で矢巾町外に転出している場合は申請できません。転出先の市町村へお問い合わせください。

■申請に必要な書類 ※①～⑥の書類等が整っていれば代理申請も可能です。

- ①健康診査結果記入済みの乳児一般健康診査受診票
- ②領収書及び診療明細書の原本（健診受診日、医療機関等名、乳児氏名、保険適用外の健診費用、領収印のあるもの）
- ③妊婦及び乳児一般健康診査費助成金交付申請書 ※記入については添付の記入例を参照願います。
- ④母子健康手帳（乳児健診結果の記載があるもの）
- ⑤本人名義の金融機関名、口座番号、普通か当座の区別がわかるもの
- ⑥印鑑（認印可、シャチハタ不可）

### 【助成額の上限】

5,810円 ※乳児健診として問診及び診察、栄養指導、育児指導に係る料金を含みます。

### 【申請後の手続きについて】

審査後に「妊産婦及び乳児一般健康診査費助成決定通知書」と「請求書」を送付しますので、1週間以内に請求書に必要事項を記入し、担当課へ返送してください。請求内容を確認後、助成額が指定口座に振り込みとなります。※助成額は上限額または医療機関に支払った額のいずれか少ないほうです。

## 《 その他 》

- ・妊産婦及び乳児一般健康診査の全てを申請する場合には、同一の申請書を使用してください。
- ・年度が改まり、助成額の上限が変更となる場合があります。申請額は受診日の属する年度の助成額の上限が基準となります。



### 【申請窓口・問い合わせ先】

矢巾町役場 こども家庭課 親子すこやか係（さわやかハウス）

〒028-3615 矢巾町大字南矢幅14-78

電話 019-611-2826 Fax 019-611-2779

（問い合わせ、窓口開庁時間 平日 8:30～17:15）